MONTHLY **SETOUCHI**

令和4年4月1日金0時から

2022年3月17日発行

阪神高速 中型車・特大車料金が変わります 2022年4月1日~

2017年6月からの激変緩和措置が2022年3月31日をもち まして終了します。このため、中型車と特大車のお客様は、4月1 日から料金が変わります。

阪神高速 Information

/// 中型車・特大車のお客さまは 中型車・特大車のお客さまは 2022年4月1日より料金が変わります

2017 年6月からの新料金移行に伴い、中型車・特大車の料金を対象に適用 しておりました激変緩和措置が、2022 年 3 月 31 日をもちまして終了します。 このため、中型車と特大車のお客さまは、4月1日から料金が変わります。 ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。





ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

(お問い合わせ先) 阪神高速お客さまセンター 06-6576-1484 🕹 阪神高速 (お問い合わせ先) 阪神高速お客さまセンター

2022年4月1日より料金が変わります 中型車と特大車のお客さまは、4月1日から料金が変わります。これにより、 各種割引等が適用された場合にも、料金がこれまでと異なる場合があります。

ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

金田線

90M

東大阪線

6

7

■距離に応じた料金が変わることにより、 割引後の額が変わるもの

- •大阪都心流入割引
- ●神戸都心流入割引 短距離区間利用割引
- ●環境ロードプライシング割引

■割引後の額が変わらないもの

- 西大阪線端末区間割引
- 池田線時間帯割引 ※西大阪線端末区間割引以外はすべて ETC車のみ対象の割引です
- ■現金でご利用の場合は入口から利用可能な最も 適い出口までの料金をいただいておりますが、 右表に記載の料金所では、右表の料金でご利用

右表は4月1日からの料金を記載しております。

■お客さまがご利用になる区間の4月1日からの 新料金につきましては、阪神高速ドライパーズ サイトでもお調べいただけます。 ※新料金での検索は3月中に利用可能となります

阪神高速 料金検索 O または 質が

パソコン・スマートフォンのどちらからもご利用可能です。 ※祭料会のの検索原面となっていることを十分にご確認ください

06-6576-1484 名 阪神高速

ETC コーポレートカード

交換期限 27年3月

【交換期限27年3月】のカードを2月に発送致しまし た。まだ旧カード【交換期限 22 年 3 月】をご返却いた だいていない組合員様は、ハサミを入れずに当組合へ取 り急ぎ返却をお願い致します。

旧カードは、4月1日以降、ETCレーンの発進制御のバ -が開きません。バーが開かないと後続車からの追突 等、事故につながる恐れがありますので、4月1日以降 は、ご利用されませんように、3月末日迄にはご返却を お願いいたします。



アルコール検知器

2022年10月~

2022 年4月からは目視等で運転前後の運転者の 酒気帯びの有無を確認し、1 年記録保存。10月から は、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無確認が必 要となるため、現在、アルコール検知器のお問合せを頂 いております。かなり品薄状態でありますので、ご検討 の際には、早めにご連絡をお願いいたします。

終日通行止め

阪神高速

2022年4月15日~2022年4月25日 神戸線摩耶⇔芦屋 2022年6月頃~約3年間 14号松原線 喜連瓜破⇔三宅 JCT 間

ETC カードの年間手数料について

2022年4月1日

4月1日時点で組合員様が保有されます ETC カードには、年間手数 料が発生いたします。現在お手元にある ETC カードでご利用の無い 不要なカードは、3月末日までに当組合へ到着しますよう、ご返却を お願いいたします。

C:¥629/枚

M:¥550/枚 ORIX





【雑感】1 月17日より郵便局の手数料が新設/改定。4月1日から、とあ る銀行でも、窓口両替/両替機などの手数料が増額、または、振込変更 手数料/口座振替中止の手数料が新設されます。キャッシュレスを推進 する時代の流れで、便利な一面もあるとは思いますが、銀行によって、 今後の手数料新設/改定など、気にしておく必要があります。

労基情報 ~36協定の締結当事者について~

労働者に時間外・休日労働を行わせる場合は、事前に、 書面による時間外・休日労働に関する労使協定(36協 定)を締結し、所轄の労働基準監督署長に届け出ておく 必要があります。

事業所に労働者の過半数で組織する労働組合がない 場合、適正に選出された労働者の過半数を代表する者 と協定を締結しなければなりません。

次の3つの事項を必ず確認してください。

- □①労働者の過半数を代表していること
- □②その選出に当たっては、全ての労働者が参 加した民主的な手続がとられていること
- □③管理監督者に該当しないこと

36協定を届け出ていても、過半数代表者の選出が適 正に行われていない場合には36協定が無効になります ので、十分ご注意ください。

※詳細はこちら

(36協定の様式や作成 支援ツールもあります)





お問い合わせは

最寄りの労働基準監督署まで

